

令和4年門審第19号

裁 決
遊漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生 of 年月日時刻及び場所
令和4年3月28日14時15分
福岡県玄海島西岸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 遊漁船A
登 録 長 10.20メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 244キロワット
- 3 事実の経過

Aは、昭和58年8月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置を、同部左舷側に魚群探知機をそれぞれ装備したFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年3月28日08時30分福岡県博多港第1区の係留地を発し、玄海島西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、毎月1回ほど玄海島周辺で遊漁を行っており、同島西岸に浅所が拡張していることを知っていた。

a受審人は、09時30分前示釣り場に到着して流し釣りと潮上りを繰り返しながら遊漁を行い、13時50分玄海島灯台から237度（真方位、以下同じ。）1,200メートルの地点で、機関を停止し、船首を南東方に向けて漂泊を始め、折からの潮流により101度の方向に0.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら流し釣りを行った。

a受審人は、14時10分玄海島灯台から222度980メートルの地点に達したとき、遊漁を終えて帰航することとし、釣り客に対して釣り具を片付けるよう声をかけた。

このとき、a受審人は、玄海島西岸まで80メートルとなり、その後同西岸に向かって圧流されるおそれがあったが、釣り客の片付け作業を見ることに気をとられ、機関を始動して水深に余裕がある海域に移動するなど、圧流防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、玄海島西岸に向かったまま圧流され、14時15分玄海島灯台から220度950メートルの地点において、Aは、船首が135度を向いたとき、同西岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、乗揚地点付近には東方に向かう弱い潮流があり、視界は良好

であった。

乗揚の結果、船底外板に擦過傷を生じたが、10日間放置されていた間に大破し、のち解撤された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、玄海島西方沖合において、流し釣りをを行いながら漂泊する際、圧流防止措置が不十分で、同島西岸に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、玄海島西方沖合において、流し釣りをを行いながら漂泊する場合、同島西岸に乗り揚げることのないよう、機関を始動して水深に余裕がある海域に移動するなど、圧流防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣り客の片付け作業を見ることに気をとられ、圧流防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、玄海島西岸に向かって圧流されて乗り揚げる事態を招き、解撤させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年11月29日

門司地方海難審判所

審判官 山本哲也